

# 学校における新型コロナウイルス感染症患者に対する行動調査ガイドライン

## 1 ガイドラインの目的

埼玉県（保健所）が新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の特定を当面の間、実施しないこととなったため、学校長が学校の運営を継続するにあたり、登校自粛を求める範囲を判断する目安として本ガイドラインを定めるものです。

## 2 用語の定義

「患者」・・・新型コロナウイルス感染症と診断された者

「要観察者」・・・患者（無症状病原体保有者を含む）の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ▶ 患者の気道分泌液又は体液等の汚染物質にゴム手袋などを利用せず直接接触した可能性の高い者  
※接触後、手洗いや手指消毒など感染予防を行った場合は該当しない。
- ▶ ①手で触れることの出来る距離（目安として1 m）で、②必要な感染予防策（マスク着用）なしで、③患者（児童又は職員）と15分以上接触（会話、握手など）した者（④室内の場合は、換気の有無を確認）

## 3 調査方法

調査の具体的な方法は次の手順により行うこととします。

### (1) 患者の行動調査の実施

学校長は、「新型コロナウイルス感染症患者行動調査票（様式1）」により対象者の行動調査を行います。調査方法は、調査者の感染リスク低減のため、電話などの非接触式の方法により行います。

調査の対象期間の始期は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は検査陽性となる検体採取日の2日前）とします。

### (2) 要観察者の特定

様式1による行動調査の結果、要観察者を特定します。

### (3) 要観察者の登校自粛

要観察者は、患者との最終接触日又は患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）のいずれか早い日の翌日から14日間は、登校自粛とします。学校長は、要観察者に対して、対象期間中に体調に変化があった場合は、速やかにかかりつけ医に相談するよう勧奨することとします。

### (4) 要観察者兄弟への登校自粛の協力要請

要観察者の兄弟姉妹については、感染拡大防止の観点から登校自粛の協力要請を行うこととします。